

( 重点事項 )

1. 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP協定) への対応について-----	2
2. HACCPの普及推進について-----	4
3. 食肉等の生食に関する対応について-----	7
4. 水道事業に係る予算関係について-----	9
5. 水道事業基盤の強化について-----	11
6. 「民泊サービス」のあり方に関する検討について-----	13
7. 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討について-----	15

( 生活衛生・食品安全部の予算案の概要 )

平成28年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要-----	18
------------------------------	----

( 連絡事項 )

1. 輸入食品の安全確保対策について	
(1) 輸出国における衛生対策-----	26
(2) 輸入時 (水際) における衛生対策-----	28
2. 食品の安全確保対策について	
(1) 食中毒発生時・予防対策-----	30
(2) 食品等の監視指導-----	36
(3) 牛海綿状脳症 (BSE) 対策-----	38
(4) 食肉・食鳥肉の安全対策-----	41
(5) 食品中の放射性物質への対応-----	45
(6) 輸出食品対策-----	47
3. 食品に関する規格基準の策定等について	
(1) 食品中の残留農薬等の対策-----	50
(2) 食品中の汚染物質等の対策-----	53
(3) 食品添加物の対策-----	55
(4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策-----	59
(5) 健康食品の安全性確保-----	61
(6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保-----	64

4. その他食品関係	
(1) カネミ油症対策	66
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	69
(3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	71
(4) コーデックス委員会への対応	72
5. 水道行政について	
(1) アセットマネジメントの推進	74
(2) 水道施設の耐震化	76
(3) 水道事業者等への指導監督	78
(4) 広域化・官民連携の推進	79
(5) 水道水質管理	82
(6) 水道事業におけるエネルギー対策	86
6. 生活衛生行政について	
(1) 理容・美容に関する規制改革について	88
(2) 生活衛生同業組合活動推進月間の実施について	90
(3) 建築物の環境衛生対策について	92

# ( 重 点 事 项 )

## 1. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）への対応について

### 従前の経緯

- 我が国が平成 25 年 4 月から参加し、交渉を続けていた環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）は、平成 27 年 10 月、米国アトランタで開催された TPP 閣僚会合において大筋合意に至った。
- TPP 協定における食品安全に関する主な規定は、以下のとおりである。
  - 「内国民待遇及び物品市場アクセス」章の「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」：締約国の法令や政策の範囲内で、遺伝子組換え作物の承認の透明性を確保することや、未承認の遺伝子組換え作物の微量混入事案の情報共有を行うこと等を規定。
  - 「衛生植物検疫（SPS）」章：科学的根拠に基づいて加盟国に食品の安全を確保するために必要な衛生植物検疫措置（SPS措置）をとる権利を認める、WTO・SPS協定を踏まえたものとなっており、SPS措置に関する透明性の確保、専門家が関与する問題解決の新たな仕組み（協力的な技術的協議）等を規定。

TPP協定により、我が国の食品安全に関する制度が変更を求められることはなく、我が国の食品の安全が脅かされることはない。
- また、TPP協定の交渉と並行して行われた日米並行交渉では、防かび剤について、農薬と食品添加物の承認のための審議を合同で行う等手続の合理化を図ること、未指定の国際汎用添加物を我が国の食品添加物として認めることとした 2012 年の閣議決定を誠実に実施することについて確認するとともに、既に実施した牛由来の食用のゼラチン及びコラーゲンの輸入規制の見直しについて確認した。
- 平成 27 年 11 月、TPP協定の大筋合意を踏まえ、内閣官房 TPP 政府対策本部は「総合的な TPP 関連政策大綱」をとりまとめた。「食の安全・安心」分野については、TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施することとしている。

## 今後の取組

- 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、TPP協定締結後も引き続き食品の安全性確保に努めていく。具体的には、
  - 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化
  - 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進
  - 食の安全に関するTPP協定締約国政府等との技術的協議等の場での適切な対応
  - 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進（関係省庁連携対応）を図ることとしている。

## 都道府県等に対する要請

- TPP協定の全文概要等は内閣官房TPP政府対策本部ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>) に掲載されているほか、厚生労働省においてもQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108237.html>) を掲載しているので、参考資料とともに参照いただくほか、適宜、市町村等の関係機関へ情報提供いただきたい。  
今後、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策を進めるに当たり、都道府県等に情報共有等お願いする場合もあるので、引き続き、ご協力をお願いする。

## 2. HACCPの普及推進について

### 従前の経緯

- 食品の安全管理の国際標準であるHACCPによる工程管理は、先進国を中心に義務化が進められている。食品の製造加工の高度化、複雑化、食品流通の広域化、グローバル化が進む中で、①国内の食品等事業者における着実な衛生管理の推進並びに食中毒や異物混入の未然防止、②輸入食品の安全対策のための対日輸出国に対するHACCP導入の要求、③農林水産物・食品の輸出促進のためにHACCPの導入は必須となっている。  
(平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、日本の農林水産物・食品の輸出促進を掲げ、日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCPシステムの普及を図ることとされており、HACCPの普及が重要な課題となっている。)
- 我が国におけるHACCPに基づく衛生管理の取組は、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度、HACCP支援法、対米、対EU等輸出食品の認定制度及び各自治体での認証制度などにより普及を図ってきたが、中小規模の事業者が大半を占める食品事業者全体におけるHACCPの導入率は約3割（平成26年度）に留まり依然として低いままである。
- そのような状況の中で、平成26年4月に「と畜場法並びに食鳥処理の事業及び食鳥検査に関する法律」の施行規則を改正するとともに、同年5月に「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を追加し、食品等事業者が実施すべき管理運営基準の中で従来の基準のほかにHACCPによる衛生管理を選択することを可能とした。当該ガイドラインの改正を踏まえ、ほぼ全ての自治体で条例改正等の対応が進められている。
- HACCPの導入に当たっては、中小規模の事業者の取組が課題となることから、厚生労働省では、平成27年3月に出された「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」からの提言を踏まえ、中小規模の事業者へのHACCPの普及のための具体的方策として、「HACCP普及推進連絡協議会」、「HACCPチャレンジ事業」、「地域連携HACCP導入実証事業」及び「食品衛生監視員向けHACCP研修会」等の取組を行っている。

## 今後の取組

- 厚生労働省において、将来的な義務化を見据えたロードマップの作成を進めるとともに、引き続き、平成28年度においてもHACCPの導入推進に必要な事業を実施することとしている。

※平成28年度予算案のHACCP関連事業の概要

HACCP普及検討委員会経費、HACCP研修経費、連絡協議会経費、HACCP普及推進経費、HACCP導入実証事業経費等

## 都道府県等に対する要請

- HACCPの導入推進に当たっては、以下に留意して業種及び規模等を勘案し、未導入施設について都道府県等食品衛生監視指導計画に規定するなど計画的な指導を行うようお願いする。なお、総合衛生管理製造過程承認施設、輸出認定施設、自治体のHACCP認証施設及びFSSC、ISO等民間認証取得施設などHACCP導入済み施設については、速やかに、管理運営基準のHACCP導入型基準適用施設として監視、指導を行うこと。

### ①と畜場、食鳥処理場

規模の大きい未導入の施設（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCPの早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、輸出認定等においてHACCPを導入している事例を参考とすること。

### ②食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程対象業種

地方厚生局と技術的な情報の共有を図るとともに、研修会への支援等を活用し、円滑な導入を指導すること。

### ③HACCP導入が要件となっている輸出先国に輸出を希望する水産加工施設

上記②に加え、厚生労働省や関係機関から提供される技術情報を参考に指導すること。

### ④HACCP支援法に基づく指定認定機関の指定を受けた業種

指定認定機関の策定した高度化基準等関係情報を参考とすること。

- HACCP導入の指導に当たっては、厚生労働省がこれまでに策定した、「食品製造におけるHACCP入門のための手引書」や「自主点検票」等の各種ツールを活用すること。具体的には、HACCPの導入済み施設においては導入後の状況の把握及び必要に応じた改善指導を目的とし、また、未導入施設においては現状の把握及び実行可能な内容から取り組むことを目的とし、活用すること。また、今後具体的なHACCPモデル例も作成すること

としていることから、当該モデル例も同様に活用すること。

- また、HACCP普及のための人材育成として、厚生労働省では、都道府県等でHACCPを普及する食品衛生監視員の指導者を養成する研修を行っている。都道府県等においては、当該指導者を活用した研修会を実施し、HACCP普及のための人材（食品衛生監視員）育成をよろしく願います。

上記研修会等の開催にあたっては、近隣自治体、地方厚生局との連携・協力を密にし、関係自治体の職員や事業者に参加していただく等、地域におけるHACCP普及推進の活性化に努めるよう願います。



### 3. 食肉等の生食に関する対応について

#### 従前の経緯

- 生食用食肉については、平成10年に衛生基準を定め、都道府県等を通じ、適切な衛生管理を指導してきたところであるが、平成23年4月に富山県等の飲食チェーン店において、食肉の生食が原因と推定される腸管出血性大腸菌食中毒事件が発生した。これを受けて、法律に基づく強制力のある規制として、食品衛生法に基づく生食用食肉の規格基準を策定し、平成23年10月1日から適用している。
- また、牛の肝臓については、過去の食中毒の発生事件数や食中毒菌汚染実態調査結果を踏まえると、生食用食肉よりも腸管出血性大腸菌のリスクが高いことから、その対応について検討することになった。平成23年秋に厚生労働省が実施した汚染実態調査において肝臓内部から腸管出血性大腸菌及び大腸菌が検出され、また、牛肝臓を安全に生食するための有効な予防対策について見出せないため、これらの新たな知見が得られるまでの間、国民の健康保護の観点から食品衛生法に基づく規格基準を策定し、牛の肝臓を生食用として提供することを禁止することとし、平成24年7月1日から適用している。
- 牛の肝臓以外の内臓、豚、鶏を含むその他の食肉等の生食については、平成25年8月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会で検討を開始した。当該部会の下に「食肉等の生食に関する調査会」を設置し、食肉の種別ごとに危害要因やリスク等を整理し、公衆衛生上のリスクの大きさに応じた対応方策について検討を行った。豚の食肉等についてはE型肝炎ウイルスによる健康被害の重篤性等を鑑み、法的に生食用としての提供を禁止することとされた。これを踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、規格基準を策定し、豚の食肉等を生食用として提供することを禁止することとし、平成27年6月12日から適用している。

#### 今後の取組

- 猪、鹿その他野生鳥獣については生食のリスクは高いが、公衆衛生上のリスクを踏まえ、生食すべきでない旨を改めて指導・周知徹底する。なお、鶏や馬等については自治体における取組や現在行われている研究結果を踏まえ、今後具体的な対応策を検討することとしている。

## 都道府県等に対する要請

- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を75℃ 1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いします。
- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視・指導の徹底をお願いします。
- 特に夜間営業の飲食店について、営業時間内の監視・指導の実施をお願いします。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いします。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため生食は推奨しておらず、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。  
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いします。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いします。

#### 4. 水道事業に係る予算関係について

##### 従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成26年度末で36.0%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の1970年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成26年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設した。

##### 今後の取組

- 水道施設の整備に関する平成28年度予算案については、他府省計上分を含め、平成27年度予算額の305億円に比べ30億円増額の335億円(109.8%)を計上している。  
平成27年度補正予算案と平成28年度予算案を合わせた施設整備費の総額では620億円となり、昨年度の555億円と比べ65億円増額(111.7%)となっている。これらは一体的に執行していく予定である。
- 生活基盤施設耐震化等交付金において、人口減少等により水道料金収入だけでは老朽化施設の更新が期待できない水道事業及び水道用水供給事業を対象とする水道管路緊急改善事業を創設した。この中で、基幹管路(導水、送水、配水本管)のうち、耐震性が低く、法定耐用年数40年を超過している管を、耐震性が高い管に更新する事業に財政支

援することとした。

- 簡易水道事業統合については、平成18年度財務省予算執行調査を踏まえて、集中的に取り込んでいただくことを目的に補助制度の見直しを行い、平成19年度から平成28年度までの10年間という期間を区切って、重点的な支援に努めてきたところであるが、市町村の責めに帰さない事由により工期を延長せざるを得ない事業については、平成31年度末まで期限を延長することとした。

なお、上記は平成31年度末まで事業統合できることを前提として延長するものであり、現時点で平成31年度末まで事業統合が困難であると判断している事業については、延長の対象とはしていない。

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、平成28年度予算案として、各自治体の復興計画において、平成28年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に151億円を一括計上している。

#### 都道府県等に対する要請

- 平成27年度の国庫補助要望については、現実的な執行見込みを踏まえたものとなるよう精査いただいたが、今後とも、現在依頼している平成28年度要望書の提出に当たっては、要望額の精査、また計画的に事業が実施されるよう各関係者とのより一層の連携をお願いします。
- 生活基盤施設耐震化等交付金については、これまで国から各事業者に直接交付してきたが、平成27年度でこの経過措置が終了する。平成28年度からは、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなる。今後、都道府県に期待される役割が大きくなるため、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう積極的な取組をお願いします。
- 平成27年度財務省予算執行調査において、今後の水道事業の安定的な事業運営に向け、中長期的な収支見通しの作成、水道料金設定の考え方や将来の収支見通しについての積極的な情報公開、広域化や民間委託の積極的な推進等について指摘があったところである。各水道事業体において、これらの指摘を踏まえた積極的な取組をお願いします。

## 5. 水道事業基盤の強化について

### 従前の経緯

- 日本の水道は、97.7%（平成25年度末時点）の高い普及率と安全性を実現している一方で、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まず、老朽化が進行している。また、高度経済成長期に布設された管路には耐震性の低いものも多く、震災時の安定給水に課題がある。
- また、日本の人口が年々減少していることを踏まえると、今後の給水人口・水道料金収入の減少は確実であり、水道事業者は今から将来の設備投資等を見据えて財源確保等の対応を行っていく必要がある。加えて、水道事業の職員数の減少や高齢化も進んでいる。
- 厚生労働省では、こうした状況等を踏まえ、「新水道ビジョン」（平成25年3月策定）として、50年、100年先を見据えた水道の理想像と、理想像の具現化に向けた取り組みの目指すべき方向性や重点的な実現方策を取りまとめ、公表しているが、水道施設の老朽化や耐震化への対応は十分ではない。  
特に、給水人口の少ない事業者において職員数が少なくなっており、自力でこれらの課題に対処することがきわめて厳しい状況も見受けられる。

### 今後の取組

- 水道事業等の基盤強化に関しては、地方分権の一環として、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するために、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する方針が平成27年1月30日に閣議決定された。この新しい仕組みは、都道府県がリーダーシップを発揮して広域化を進めることを後押しするものであり、水道の持続性を高めるための一つの有効な方策である。
- 厚生労働省では、上記の認可権限の移譲以外の更なる水道事業の基盤強化方策について、水道事業基盤強化方策検討会（厚生労働省生活衛生・食品安全部長の私的諮問機関。座長：滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授）において、検討を進めている。

## 都道府県等に対する要請

- 職員数の減少・高齢化が進むなか、人口減少社会による料金収入の減少、管路の老朽化等の様々な課題を解決するためには、水道事業者間の多種多様な連携などにより、水道事業の基盤を強化していくことが重要である。
  
- 水道事業基盤強化方策検討会での議論を踏まえ、次のとおり要請する。
  - ① 許認可権者として、都道府県認可の水道事業者に対し、引き続き、保有する水道施設の更新需要を把握した上で、長期的視野に立って、計画的に施設の更新や耐震化を進めるよう指導されることを願います。
  
  - ② 都道府県が認可する中小規模の水道事業者では、職員層が薄い等経営基盤が脆弱で自力で課題に取り組むことが困難な場合も多いと考えられる。  
このため、都道府県におかれては、①の指導の他、
    - ・ 県下の水道事業者間の連携強化を図る、財政措置を行う等により、県下の水道事業全体の経営基盤の強化策を講ずることを願います。
    - ・ なお、水道事業者間の連携強化にあたっては、現時点での経営の困難さに違いがあること等から水道事業者ごとにと組の温度差があることを踏まえ、広域的な地方公共団体である都道府県がリーダーシップを発揮して、広域的な連携の推進役として水道事業者間の協議の場を設定するなどしていただくようお願いする。

## 6. 「民泊サービス」のあり方に関する検討について

### 従前の経緯

- 昨年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。」こととされたところである。
- いわゆる「民泊サービス」の検討を行うに当たり、昨年11月27日に「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」（厚生労働省及び観光庁が共同事務局）を開催し、検討を開始したところである。

### 今後の取組

- 「民泊サービス」のあり方に関する検討会では、本年3月中を目途に中間的な論点整理を行い、秋頃を目途に検討会報告書の取りまとめが行われる予定である。
- 検討会における検討の方向性として、次の3点を柱として進められる予定である。
  - ① 「民泊サービス」に対する様々なニーズに応えつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、旅館業法等の現行制度における規制のあり方を見直しつつ、仲介事業者に対する規制を含めた制度体系を構築すること
  - ② 早急に取り組むべき課題と中期的な課題とを整理の上、早急に対応することが可能な課題については、規制改革実施計画に定められたスケジュールにとらわれず対応すること
  - ③ 「民泊サービス」を一律に捉えるのではなく、ホスト（家主）がいるか・いないか、管理者がいるか・いないか、戸建てか共同住宅か、個人所有か法人所有か、など、その形態や特性に応じて整理すること
- 早急に取り組むべき課題（現行制度の枠組みの中で対応が考えられること）としては本年1月12日の検討会において、これまでの議論を踏まえ、おおむね次の方向性で検討を進めることになった。
  - ・ 現行制度の枠組みの中で対応できることとして、簡易宿所の枠組みを活用して、

旅館業法の許可取得の促進を図る

- ・ その際、自宅の一部等を活用して少人数の宿泊客を受け入れる「民泊サービス」においては、現行の客室面積の基準には必ずしも合理性があるとは考えられないことから、これを見直す方向で検討し、許可を取得しやすい環境を整える
- ・ 家主不在のケースにおいては、宿泊者の本人確認、緊急時の対応体制など一定の管理体制を確保することを前提に、旅館業法の許可対象とする
- ・ 旅館業法の許可に当たり、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約（共同住宅の場合）に反していないことの確認を求める
- ・ 関連する制度における取扱いについても検討する

○ 関係省庁においては、検討会からの検討結果等を踏まえつつ、関連する制度の対応を進める予定である。

#### 都道府県等への要請

○ 前述の通り、「民泊サービス」の取扱いについては、検討会において検討を進めているところであるが、現状においては、平成26年7月10日及び平成27年11月27日付け生活衛生課長通知で依頼しているとおり、自宅等の建物を活用する場合においても宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させる業を営む者については、旅館業法第3条の許可を取得する必要がある。

○ 引き続き、旅館業法の遵守について周知徹底を図るため、旅館業法に関する正しい情報の発信や適切な指導等に努められたい。



## 7. 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討について

### 従前の経緯

- 昨年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師法、美容師法に関する規制の見直し等を行うことが決定された。
- そのうち、理容師及び美容師の養成のあり方に関する内容に関しては、昨年11月13日に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催し、検討を開始したところである。

### 今後の取組

- 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会は、今後3回開催を予定しており、第2回及び第3回の検討会で対応の方向性について検討し、本年8月～9月頃に開催予定の第4回検討会において検討結果のとりまとめが予定されている。
- 検討に当たっては、①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方、②養成施設における教科課程の内容等、③国家試験の内容等を柱として議論を進められる予定である。
- 大きな検討の方向性としては、次のとおり。
  - ① 両資格の取得がしやすくなるよう、履修免除課目の範囲について検討し、必要な修行期間を短縮
  - ② 教育内容や国家試験の内容について、実習を重視するとともに、内容を理容・美容業務に特化した内容に重点化
- 検討会における検討結果のとりまとめを受け、平成28年度中に理容師・美容師の養成に関する基準や国家試験に関する取扱いに関する見直しを行うこととなる。

### 都道府県等への要請

- 理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等に関する事務については、昨年4月から

都道府県に権限が委譲され、各養成施設に対する指導等を計画的に行っていただいているところである。

- 前述の通り、検討会において理容師・美容師の養成課程のあり方を検討しているところであるが、引き続き、各養成施設が適切な運営を行えるよう、適時適切な指導等に努められたい。

(生活衛生・食品安全部の  
予算案の概要)

# 平成28年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

平成27年12月  
厚生労働省生活衛生・食品安全部

※他省庁、他局計上分を含む

## 1. 食の安全・安心の確保など

120億円（118億円）

### (1) 科学技術の進展や国際動向を踏まえた基準策定の推進

1,114百万円（1,000百万円）

#### ①食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進【一部新規】

904百万円（845百万円）

残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量（ARfD）（※）を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、食品添加物のうちの香料について安全性確保のための取組等を進める。

さらに、残留農薬や食品添加物について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する。

※急性参照用量（ARfD）：ヒトがある物質を24時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重1kg当たりの摂取量

#### ②食品摂取頻度・摂取量調査の実施【新規】

53百万円

直近の日本人の食品毎の摂取量を反映した基準値の設定に資するよう、その基礎となる食品摂取頻度・摂取量調査を行う。

#### ③食品汚染物質・健康食品・食品用容器包装等の安全確保対策の推進

156百万円（156百万円）

食品中の重金属、かび毒等の汚染物質について、含有濃度調査や試験法の開発等を行い、基準の見直し等の検討を進める。

また、市場に流通している健康食品の安全性を確認するための試験検査を実施するとともに、健康被害事例の的確な把握及び迅速かつ適切な対応を図る。

さらに、食品用容器包装等について、リスク管理手法や欧米などで導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を行う。

## (2) 事業者の衛生管理と監視・指導の推進

238百万円(238百万円)

### ①食中毒その他国内の監視指導対策の推進【一部新規】

173百万円(168百万円)

近年の大規模化する食中毒事件等、食の安全を脅かす事件の発生防止のため、食中毒菌細菌の遺伝子検査など地方自治体の監視指導対策を技術的に支援する。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、食品安全の一層の推進のため、夏季にピークを迎えるカンピロバクター食中毒対策を強化する。

さらに、E型肝炎ウイルスなど広範地域で散発的に起きるウイルス性食中毒について、早期探知体制を強化する。

### ②輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進【一部新規】

65百万円(70百万円)

国内食品事業者の衛生水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応して食品の輸出促進につなげるため、HACCP(※)導入の実証事業やHACCP普及のための人材育成などの各種施策の実施により、国際標準となっているHACCPの普及を推進する。

※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)

：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

## (3) 検疫所における水際対策等の推進

9,514百万円(9,302百万円)

### ①検疫所における感染症の水際対策や輸入食品の安全確保対策の推進

9,514百万円(9,302百万円)

訪日外国人旅行者が増加する中、観光立国施策に対応し、国内への感染症の侵入を水際で防止するため、入国者に対する健康状態の確認や検査等を行う検疫体制を確保する。

また、消費者の需要動向の変化により、食品の少量多品種化が進むなど、引き続き輸入食品の届出件数が増加する中で、民間の検査機関も活用しながら、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導やモニタリング検査を実施する。

②黄熱ワクチンの確保（再掲）

161百万円

平成28年8月に開催されるリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの旅行者に係る黄熱ワクチンの接種者数を含め、必要なワクチンを確保する。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1,131百万円（1,281百万円）

①食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

9百万円（9百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

②食品の安全の確保に資する研究の推進

695百万円（846百万円）

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円（427百万円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

(5) TPPを踏まえた食の安心・安全の確保（再掲）

2,911百万円（2,797百万円）

TPP協定を踏まえ、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことにより、我が国における食の安全性を確保する。

## 2. 強靱・安心・持続可能な水道の構築

339億円（309億円）

※他省庁計上分を含む

老朽化施設の計画的な更新、簡易水道の統合の推進、水道施設の耐震化の推進等、緊急性・必要性の高い事業について集中的に支援を行えるよう「緊急改善事業（仮称）」を創設し、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図る。

## 3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

36億円（32億円）

中小零細の生活衛生関係事業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、少子・高齢化社会に対応した対策や外国人利用者の受入体制の整備などの取組を支援するほか、株式会社日本政策金融公庫の低利融資を行う。

## 4. 復興関連施策（復興庁計上）

### ・食品中の放射性物質対策の推進

98百万円（1.2億円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

### ・水道施設の災害復旧に対する支援

151億円（165億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### ・被災した生活衛生関係事業者への支援

4.3億円（4.5億円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

平成28年度 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	平成27年度 当初予算額 (A)	平成28年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 率 (B)÷(A)
1 科学技術の進展や国際動向を踏まえた基準策定の推進	< 1,000 > 1,000	< 1,114 > 1,114	< 114 > 114	111.4% 111.4%
(1)食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進	< 845 > 845	< 904 > 904	< 59 > 59	107.0% 107.0%
(2)食品摂取頻度・摂取量調査の実施	< 0 > 0	< 53 > 53	< 53 > 53	— —
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 51 > 51	< 51 > 51	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 25 > 25	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(5)食品用容器包装などの安全確保対策の推進	< 80 > 80	< 80 > 80	< 0 > 0	100.0% 100.0%
2 事業者の衛生管理と監視・指導の推進	< 238 > 218	< 238 > 216	< 0 > △ 2	100.0% 99.1%
(1)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 168 > 148	< 173 > 151	< 5 > 3	103.0% 102.0%
(2)輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 70 > 70	< 65 > 65	< △ 5 > △ 5	92.9% 92.9%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 9,302 > 9,302	< 9,514 > 9,514	< 212 > 212	102.3% 102.3%
(1)検疫所における感染症の水際対策や輸入食品の安全確保対策の推進	< 9,302 > 9,302	< 9,514 > 9,514	< 212 > 212	102.3% 102.3%
(2)黄熱ワクチンの確保(再掲)	< 151 > 151	< 161 > 161	< 10 > 10	106.6% 106.6%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,281 > 435	< 1,131 > 436	< △ 150 > 1	88.3% 100.2%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 8	< 9 > 9	< 0 > 1	100.0% 112.5%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 846 > 0	< 695 > 0	< △ 151 > 0	82.2% —
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
5 TPPを踏まえた食の安心・安全の確保(再掲)	< 0 > 2,797	< 0 > 2,911	< 0 > 114	— 104.1%
合計(一般会計)	< 11,822 > [ 6,330 ] 10,955	< 11,998 > [ 6,506 ] 11,280	< 176 > [ 176 ] 325	101.5% 102.8% 103.0%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	117	98	△ 19	83.8%
----------------	-----	----	------	-------

注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているの、端数において合計と一致しない場合がある。

②. 上段< >は他局計上分を含む。

③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の [ ] は検疫所の人件費分。



## 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	平成27年度 予 算 額 (A)	平成28年度 予 算 (案) (B)	対前年度 増△減額 (B)－(A)	対前年度 比 率 (B)／(A)	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 30,927> 20,064	< 33,926> 24,197	4,133	120.6%	
1. 施設整備費等(※)	< 30,807> 19,944	< 33,807> 24,078	4,134	120.7%	平成27年度補正予算案において、水道施設の耐震化対策等を推進するため285億円を計上
(1)水道施設整備費補助	< 25,357> 14,500	< 20,366> 10,643	△ 3,857	73.4%	
(2)指導監督事務費	< 56> 50	< 56> 50	0	100.0%	・指導監督事務費 50
(3)補助率差額	11	2	△ 9	18.2%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額 2
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	350	350	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業 350
(5)調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等 33
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	5,000	13,000	8,000	260.0%	・生活基盤施設耐震化等交付金 13,000
2. 水道安全対策等	120	119	△ 1	99.2%	1. 水道水源水質対策の推進 10  2. 新水道ビジョンの推進 54 水道産業国際展開推進事業費 25 水道水質管理ベンチマーキング推進事業費 4 官民連携等基盤強化支援事業費 12 重要給水施設水道管路強靱化事業費 7 ④ 新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費 6  3. 水質管理等強化の推進 15  4. 給水装置対策の推進 21  5. その他(国際分担金など) 19

(※)上段< >は他省庁計上分を含む。

### <東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

水道施設の災害復旧に対する支援	16,498	15,077	△ 1,421	91.4%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 15,077
-----------------	--------	--------	---------	-------	-------------------------------

生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	平成27年度 当初予算額 (A)	平成28年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比率 (B)/(A)	備 考
<b>生活衛生関係営業の活性化や振興など</b>	3,240	3,555	315	109.7%	
1 生活衛生関係営業対策	3,233	3,548	315	109.7%	
(1) 生活衛生営業対策費	1,053	1,052	△1	99.9%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,028	1,028	0	100.0%	⑨ 生活衛生関係営業生産性向上等モデル事業 27
イ その他	25	25	0	100.0%	
(2) 生活衛生金融対策費	2,180	2,496	316	114.5%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 建築物等環境衛生対策	7	7	0	100.0%	
(1) シックハウス対策費	7	7	0	100.0%	※平成28年度シックハウス対策予算については、左記のほか他部局において57百万円を計上。
(2) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

<b>被災した生活衛生関係営業者への支援</b> (復興庁計上)	448	428	△20	95.5%	
(1) 生活衛生関係営業対策事業費 補助金	36	—	—	—	前年度限りの経費
(2) 株式会社日本政策金融公庫出資金	412	428	16	103.9%	

# ( 連 絡 事 項 )

## 1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

### (1) 輸出国における衛生対策

#### 従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 日中間については、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。
- 平成26年度は、アルゼンチン、チリ及びパラグアイについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。  
また、イタリア産チーズ及び非加熱食肉製品、スペイン産非加熱食肉製品、タイ産おくら及びグリーンアスパラガス並びにオランダ、フランス、ポーランド産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。  
その他、8カ国、9品目について輸出国政府からの検査命令及びモニタリング検査強化等の緩和要請に関し、二国間協議又は書簡交換を行った。
- 平成27年度は、インドネシア及びベトナムについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。  
また、オーストラリア産二枚貝及びパラグアイ産ごまの種子、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、ブラジル、デンマーク産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。  
その他、8カ国、12品目について、輸出国政府からの検査命令及びモニタリング検査強化等の緩和要請に関し、二国間協議や書簡交換を行った。

- なお、輸出国における衛生対策推進の一環として、輸出国の要請等も踏まえ、JICA（独立行政法人国際協力機構）の枠組みを利用し、分析技術に係る専門家の派遣や輸出国担当者に対する本邦研修等の技術協力を実施しており、これまでにタイ、マレーシア、チリ、中国、ベトナム、エチオピア、パラグアイ等に対して実施している。

#### 今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画的に現地調査を行い、輸出国における関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。
- 輸入食品等の安全確保及び輸入手続きの簡略化・迅速化等を図るために実施している「輸入食品等事前確認制度」をHACCPによる衛生管理を要件とする制度（輸出国登録施設制度）に改め、これを普及させることにより、輸出国における安全対策を推進する。
- 平成28年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント手続を実施するとともに、1月26日に大阪、2月1日に東京で意見交換会を開催する。
- 輸出国に対する技術協力については、引き続きJICAの枠組み等を利用して、専門家の派遣や研修等を実施していく。

#### 都道府県等に対する要請

- 輸出国に対する技術協力については、都道府県等におかれても、可能な範囲で、研修や施設見学等にご協力願いたい。

## (2) 輸入時（水際）における衛生対策

### 従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。

(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。

- 平成26年度には、約222万件の輸入届出に対して、96,580件のモニタリング検査、58,727件の検査命令、92,441件の指導検査等を実施し、そのうち、913件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成27年度上半期には、約113万件の輸入届出に対して28,539件のモニタリング検査、31,764件の検査命令、47,067件の指導検査等を実施し、そのうち、431件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

### 今後の取組

- 今後とも、検疫所において輸入食品の過去の輸入実績、違反状況等を踏まえて毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。

具体的には、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して残留農薬等の検査項目等の見直しを行うとともに、引き続き冷凍加工食品等に係る成分規格の検査を重点的に実施し、平成28年度のモニタリング検査の実施件数を約96,000件とすることとしている。

また、海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出情報等を踏まえて、病原微生物に係るモニタリング検査を確実に実施することとしている。

- また、「輸入食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）に基づき、輸入者に対し、輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を徹底しているところであるが、平成27年3月30日付け食安輸発0330第4号にて、本ガイドラインに基づくチェックリストを示し、輸入者の自主点検を推進している。
- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム（FAIN

S) の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めている。

#### 都道府県等に対する要請

○ 次に掲げる3点をお願いする。

① 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、厚生労働省ホームページに掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。

また、食中毒調査支援システム（NESFD）において、輸入者ごとの輸入状況、検査状況の確認が可能であるので、関係事業者の監視指導に活用すること。

② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省、関係都道府県等に連絡すること。

③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

## 2. 食品の安全確保対策について

### (1) 食中毒発生時・予防対策

#### ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

##### 従前の経緯

- 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応することを必要とする。また、広域に発生した食中毒事案は、関係自治体が連携して対応することを必要とする。
- 「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- 平成21年9月及び12月に腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒事件が相次いで発生したことを受け、平成22年3月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において、今後の発生及び拡大防止対策の意見が取りまとめられた。
- 平成22年、感染症サーベイランスにおいて、細菌性赤痢患者の増加に関する注意喚起が行われるとともに、同時期に赤痢菌による食中毒も発生したことから、広域散発事例に係る注意喚起を実施。
- 近年、患者発生施設や流通ルートが複数の自治体にまたがる広域散発食中毒事例が発生しており、被害拡大防止のための迅速な公表等のため、自治体間の連携及びコミュニケーションが重要となっている。

##### 都道府県等に対する要請

- 感染症担当部局等との連携を強化するため、引き続き次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染担



当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案や、一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、細菌性赤痢、コレラ、A型肝炎、E型肝炎等）によるものと疑われる事案について、食中毒として対応する必要がないかどうかを十分に検討するとともに、食品衛生担当部局と感染症担当部局の連携による共同調査体制を整備するなど、食中毒調査に係る初動対応の迅速化を図ること。

- ② 一般に食品を媒介とする病原体（サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、細菌性赤痢、A型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。

○ また、関係自治体との連携を強化するため、引き続き次に掲げる2点をお願いする。

- ① 緊急事態が発生した場合に備え、近隣の自治体との協力の具体的内容をあらかじめ確認する等、危機管理体制について見直すこと。
- ② 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している自治体が中心となって対応すること。その他の自治体は、原因施設を所管している自治体の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

## イ 食肉等による腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒対策

### 従前の経緯

#### 【結着肉等】

- 平成22年3月に、結着等の加工処理を行った食肉（いわゆる成形肉）の加熱処理が不十分であったため、腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が広域に発生したことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において「腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について」を取りまとめた。これを踏まえ、各都道府県等に対し、食肉処理施設や飲食店等における衛生管理の徹底について要請した。
- 平成24年6月には「ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒」、「O157やO111などによる食中毒に注意！～食中毒の発生しやすい季節です～」を政府広報等に掲載し、腸管出血性大腸菌O111、O157による食中毒に対する注意喚起を

実施した。

- 平成25年12月には、成形肉が原料に使用された特定加熱食肉製品の食品衛生法第11条違反事例や、飲食店において成形肉の加熱不十分が原因と推定される腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が確認されたことを受け、食肉製品の規格基準の遵守及び成形肉の取扱いについて、再度、周知徹底を自治体に依頼した。

#### 【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターを原因とする食中毒については、主な要因は、生又は加熱不足の肉、牛レバー等の摂取及び食肉から他の食品への二次汚染となっている。これを踏まえ、平成21年2月に、「カンピロバクター食中毒予防について（Q&A）」を策定して関係機関に周知した。

(注) 食品安全委員会は、鶏肉を始めとする畜産物中のカンピロバクタージェジュニ／コリに関する食品健康影響評価を実施した。

#### 今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。
- カンピロバクター汚染低減に資する衛生管理手法に関し、厚生労働科学研究において、引き続き、科学的知見を集積することとしている。
- 平成28年度予算案には、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を計上している。

#### 都道府県等に対する要請

- 特定加熱食肉製品の製造基準に記載されている肉塊は、食肉（内臓を除く。）の単一の塊であって、成形肉は原料として用いることはできないため、規格基準の遵守について周知徹底すること。

## ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

### 従前の経緯

- 平成23年4月に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会において、これまでの知見について審議が行われ、ヒラメ及び馬肉の取扱いに関連すると考えられる事例については、ヒラメに寄生する*Kudoa septempunctat*（以下「クドア」という。）及び馬に寄生する*Sarcosistis fayeri*（以下「サルコシスティス」という。）の関与が強く示唆されるとの提言がなされた。
- これを受けて、平成23年6月に当該寄生虫を原因とする事例について、食中毒として扱うよう通知した。
- 平成24年12月に、近年の食中毒の発生状況に鑑みて、食品衛生法施行規則様式第14号食中毒事件票を改正し、「クドア」、「サルコシスティス」、「アニサキス」及び「その他の寄生虫」を追加した。
- また、輸入食品に係る食中毒事件への対応に関して、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者については、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。

### 今後の取組

- 寄生虫であるクドアについて、汎用可能な試験法を開発するとともに、失活方法、発症量等に関する研究を実施しているところであり、それらの成果を踏まえ、具体的な対策等について検討することとしている。
- 輸出国に対し、食中毒の原因となったヒラメに寄生するクドアの原因究明及び再発防止対策等について、引き続き衛生対策の推進を要請する。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き次に掲げる2点をお願いする。
  - ① 病因物質不明事例において、原因物質特定に係る調査、研究が重要であることから、引き続き、平成27年7月2日事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提

供について」に基づき、当該事例が発生した際には、患者の発症状況、喫食量、生産段階までの調査結果について情報提供いただきたいこと。

- ② 食中毒の原因食品について特定（推定を含む）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。

## エ ノロウイルスを原因とする食中毒

### 従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
  - ① 平成18年12月に、「ノロウイルスに関するQ&A」を改定して手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の対策を重点的に記載し、その内容を関係機関に周知した。
  - ② 平成19年9月に、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会が「ノロウイルス食中毒対策（提言）」を取りまとめたことを受けて、平成20年6月に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改定してノロウイルス対策を追加し、その内容を関係機関に周知した。
- 平成24年4月～平成25年3月のシーズンには、1事案で患者数が2千人を超える食中毒が発生するなど、患者数、事件数とも、過去10年間で2番目に多い結果となったことを踏まえ、平成25年10月、「ノロウイルスによる食中毒の予防について」（平成25年10月4日付け食安監発1004第1号）を通知し、調理従事者を介したノロウイルス食中毒の発生防止のため調理従事者の衛生管理について周知、指導を行うようお願いした。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる5点をお願いする。
  - ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生

当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。

- ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
- ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設の衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ & A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。
- ④ 加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。
- ⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成22年1月22日付け食安監発0122第1号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。

## (2) 食品等の監視指導

### ア 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

#### 従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付食安監発第0709004号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。

### イ 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

#### 従前の経緯

- 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導に関しては、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年5月29日付け食安監発第0529001号）において監視指導に係る留意事項を示している。  
また、違反者の名称等の公表に関しては、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月29日付け食安発第0529004号）を発出している。

## 都道府県等に対する要請

- 農薬等に係る残留基準に違反する食品が国内で流通しないよう、引き続き、事業者に対する監視指導を適切に実施するよう、願います。
- あわせて、農薬等に係る残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、食品衛生法第54条に基づき、農林水産担当部局と連携しつつ、事業者に対して回収等の措置を命令するとともに、違反者の名称等の公表についても、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月29日付け食安発第0529004号）を踏まえて、引き続き適切に対応するよう、願います。
- なお、食品等の収去に際しては、違反時に回収等の対象範囲が特定できるよう留意するとともに、ロットを代表するものを採取するよう考慮されたい。

### (3) 牛海綿状脳症（BSE）対策

#### 従前の経緯

- BSE対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件（米国、カナダ、オランダ及びフランス）といった対策全般について、科学的知見に基づく見直しを行うこととし、平成23年12月に食品安全委員会に諮問し、平成24年10月に1次答申、平成25年5月に2次答申が出された。
  
- 厚生労働省としては、1次答申に基づき平成25年2月に国産牛の検査対象月齢及びSRMの見直し並びに輸入牛肉（米国、カナダ、オランダ及びフランス）の輸入条件の見直しの実施について、関係省令等を改正するとともに、通知を発出した。また、2次答申に基づき平成25年6月に国産牛の検査対象月齢に係る関係省令を改正（検査対象48か月齢超）した。これに伴い、これまで全都道府県等が行ってきた全頭検査は、省令が施行される平成25年7月に全国一斉に見直された。
  
- ① 平成25年2月改正概要  
（国内）
  - ・ BSE検査の対象月齢を20か月齢超から30か月齢超に引き上げる。
  - ・ SRMである全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外する。
  - ・ BSE検査の対象となる牛の分別管理についての規定を追加する。等（輸入）
  - ・ 米国、カナダ及びフランスから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を30か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。
  - ・ オランダから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を12か月齢以下とし、SRMを扁桃及び回腸遠位部とする。（月齢条件については、平成27年6月に30か月齢以下に引き上げ。）
  
- ② 平成25年6月改正概要
  - ・ BSE検査の対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げる。
  
- 現在のリスク管理措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会のリスク評価結果では、「2009～2015年には摘発頭数は0となり、以降、日本のBSE発生が極め



て低くなる」旨、「当面の間の検証後に発生状況に関するデータを踏まえて検査対象月齢の引き上げの検討が適当である」旨記述されている。

実際、BSE感染牛は発見されておらず、国内のBSEリスクは平成23年の諮問時及び平成25年の答申時に比較してさらに低下していると考えられることから、昨年12月に以下2点について食品安全委員会に諮問した。

- ・と畜場におけるBSE検査

食用にと畜される健康牛に実施される現行のBSE検査を廃止した場合のリスクの評価。なお、生体検査において神経症状が疑われる等の24か月齢以上の牛に対しては、引き続きBSE検査を実施。

- ・SRMの範囲

と畜場等で除去対象としているSRMについて、現行の範囲から30か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除外した場合のリスクの評価。

○ さらに、アイルランドから輸入される牛肉等については平成25年12月に、ポーランドから輸入される牛肉等については平成26年8月に、米国産牛肉の牛肉由来加工食品については平成27年1月に、ブラジルから輸入される牛肉等については平成27年12月に輸入を再開した。また、平成27年3月には、BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて見直した。スウェーデン及びノルウェーから輸入される牛肉等については平成27年4月に、デンマークから輸入される牛肉等については平成27年7月に食品安全委員会より答申がされており、輸入再開に向け、各国と輸入条件の協議を行っている。

○ 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。

※BSE対策の詳細については、厚生労働省生活衛生・食品安全部ホームページを参照。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/bse/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html)

### 今後の取組

○ 食品安全委員会において、BSEの国内措置の見直しについて審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置及びBSE検査費用の国庫補助の見直しを行うこととしている。また、輸入措置の月齢制限のさらなる引き上げについて審議中であり、答申を踏まえて必要な改正の手続きを進めることとしている。

- 輸入禁止措置を講じているBSE発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。

#### 都道府県等に対する要請

- SRMの管理及びBSE検査に係る分別管理ガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRMの除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。
- BSE対策の見直し等について、消費者、事業者等への適切な情報提供やリスクコミュニケーションの実施をお願いする。

## (4) 食肉・食鳥肉の安全対策

### ア 食肉衛生対策

#### 従前の経緯

- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- と畜場法施行規則を平成26年4月に改正し、従来の基準に加え、CODEXのHACCPガイドラインに基づく基準を設定した。
- と畜・食肉処理におけるHACCP導入のための手引書を作成するとともに、と畜検査員を対象としたと畜場におけるHACCP導入研修会を開催した。

#### 今後の取組

- 食肉の衛生管理について、と畜場におけるHACCPの導入推進に必要な技術的支援を行っていく。

#### 都道府県等に対する要請

- HACCP導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCPの早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、輸出認定等においてHACCPを導入している事例を参考とすること。
- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
  - ① と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
  - ② と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
  - ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願い

いする。

## イ 伝達性海綿状脳症対策（めん羊及び山羊の取扱い）

### 従前の経緯

- めん羊及び山羊に係る食肉の処理については、平成16年2月、と畜場法施行規則の一部を改正し、平成17年10月より、次に掲げる措置を講じている。
  - ① 12か月齢以上のめん羊及び山羊に係る頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び胎盤並びにすべての月齢のめん羊及び山羊に係る扁桃、脾臓及び小・大腸（リンパ節を含む。）の除去及び焼却を義務化すること。
  - ② 都道府県等が実施するスクリーニング検査の対象となる疾病としてめん羊及び山羊に係る伝達性海綿状脳症を追加すること。
- めん羊及び山羊について上記対策から10年が経過したことから、平成27年6月に以下2点について食品安全委員会に諮問した。
  - ①国内措置
    - ・ 現行の12か月齢超の全てを対象とするスクリーニング検査を廃止。なお、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊・山羊については引き続き検査を実施。
    - ・ SRMの範囲について、「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」とする。

### ②国境措置

牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、「輸入禁止」を解除（「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」の除去を含む。）。

### 今後の取組

- 食品安全委員会の答申を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行うこととしている。

## 都道府県等に対する要請

- 引き続き、と畜場に対する監視指導を実施するに当たっては、めん羊及び山羊に係る食肉を処理するに際して、除去及び焼却の対象となる部位による枝肉及び食用に供される内臓に対する汚染を防止するよう徹底すること。
- BSE対策の見直し等について、消費者、事業者等への適切な情報提供やリスクコミュニケーションの実施をお願いする。

## ウ 食鳥肉衛生対策

### 従前の経緯

- 食鳥処理場における食鳥の処理に際してのカンピロバクター等の微生物による食鳥肉等に対する汚染を防止するため、平成18年3月、標準的なHACCPモデルを示した。
- 食鳥検査法施行規則を平成26年4月に改正し、従来の基準に加え、CODEXのHACCPガイドラインに基づく基準を設定した。
- 食鳥処理・食鳥肉処理におけるHACCP導入のための手引書を作成するとともに、食鳥検査員を対象とした食鳥処理場におけるHACCP導入研修会を開催した。

### 今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、食鳥処理場におけるHACCPの導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- カンピロバクター汚染低減に資する衛生管理手法に関し、厚生労働科学研究において、引き続き、科学的知見を集積することとしている。
- 平成28年度予算案には、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を計上している。

## 都道府県等に対する要請

- HACCP導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCPの早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等においてHACCPを導入している事例を参考とすること。
  
- 引き続き、次に掲げる6点をお願いする。
  - ① 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
  - ② 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
  - ③ 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあつては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。
  - ④ 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。
  - ⑤ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
  - ⑥ 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

## (5) 食品中の放射性物質への対応

### 従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成23年3月17日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量1ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間1ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成24年4月1日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、平成27年2月から3月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取した人が1年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト／年の1%以下であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。

## 今後の取組

- これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、平成27年度中に平成28年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。
- さらに、今後もマーケットバスケット調査等を行い、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。

## 都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いする。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いする。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおいて検査対象自治体とされている17都県にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いする。



## (6) 輸出食品対策

### 従前の経緯

- 地域振興を図る観点から農林水産部局の主導で行われている食品の輸出については、厚生労働省においては農林水産省と連携しつつ、必要に応じて相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続を取り決めている。これに基づき、必要に応じて都道府県等の食品衛生担当部局において、施設の認定、衛生証明書の発行等の業務を実施している。
- その一方、輸出先国においても、頻繁に新たな食品安全規制の導入や改訂が行われていることから、円滑な輸出のための継続的な対応が必要となる。
- 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月14日閣議決定）において、食品の輸出促進が政府全体の施策として掲げられており、我が国の農林水産物・食品の輸出のための体制整備が求められている。
- この流れを受け、厚生労働省においては、平成25年6月から、国内で製造され、問題なく流通している食品であることを証明するいわゆる「自由販売証明書（Certificate of free sale）」の発行を地方厚生局において開始したところである。
- さらに、「日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－」（平成26年6月24日閣議決定）において、EUへ水産食品を輸出する際のHACCP認証手続きの更なる迅速化や、我が国で広く使用されている食品添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）が含まれる食品の欧米への輸出が可能となるよう、相手国との協議への協力等が求められている。
- 牛肉については、昨年バーレーン及びミャンマー向け輸出のための手続に関する要綱を定めたほか、ブラジルとの間で輸出条件に合意した。  
その他の畜産品では、香港向け殻付き食鳥卵について、平成23年より都道府県等の衛生部局において施設登録を行い、動物検疫所において衛生証明書を発行しているところであるが、昨年より卵製品についても対象が拡大され、同様に施設登録及び衛生証明書の発行を行っている。
- 水産食品については、EU、ニュージーランド（二枚貝に限る）、スイス及びノルウェーについては、都道府県等において施設の認定及び衛生証明書の発行、米国について

は施設の認定を行っている。中国については、平成26年1月より厚生労働省による施設登録、都道府県等又は地方厚生局による衛生証明書の発行に変更した。また、ベトナムマレーシア及びシンガポール（エビ、カニ及びそれらの加工品（乾燥又は調味されたものを除く）に限る）については、都道府県等において衛生証明書の発行を行っている。なお、ブラジル、ロシア、ウクライナ、ナイジェリア及び韓国（冷凍魚類頭及び冷凍魚類内臓に限る。）への輸出については、登録検査機関又は地方厚生局による施設登録及び衛生証明書の発行が必要である。

### 今後の取組

- 食肉の輸出については、口蹄疫の清浄国認定、無視できるBSEリスクの国認定を背景とし、農林水産省が中心となって、オーストラリア、中国、台湾等諸外国に対して輸出解禁要請が行われているところ。また、牛肉以外の畜産物についても、輸出解禁に向けた協議を進めていくこととしている。
- また、水産食品の輸出についても東南アジアやオセアニア等の地域への輸出を希望する声があり、水産庁が中心となって要請が行われているところ。
- 二国間協議の結果、相手国から衛生に係る管理を求められた場合には、輸出に係る手続きを定めた要領等を作成し、通知することとしている。
- 今後とも、輸出先国の法令等について情報収集を行い、輸出手続の実施体制の確保について、必要に応じて自治体等と連携して対応することとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、関係制度の周知、取扱施設の認定、衛生証明書の発行など、食品の輸出に関する各種手続について、特段のご配慮をお願いする。
- 近年、主要水産県等の関係団体より、EU向け水産食品の輸出促進を図るため水産食品製造等施設の認定手続の迅速化、指導事項の明確化について強い要望があるとともに、日本再興戦略において、EUへ水産食品を輸出する際に必要となる厚生労働省が行う製造施設のHACCP認証手続きの更なる迅速化が求められている。

各自治体においては、平成23年3月2日付け事務連絡「対米、対EU及び対ニュージーランド輸出水産食品に係る施設認定等について」に従い、関係者間で情報共有を行うとともに、施設等に対し迅速な認定に向けた適切な指導・助言を行うよう対応方お願いする。

- 食肉について、米国等、施設基準を輸出要件とする国向けに施設を新設又は改修する場合にあっては、農政部局が主体となって対応している自治体が多いと伺っているが、後に衛生部局が監視指導するうえで問題とならないよう、衛生部局におかれても計画の段階から積極的に対応いただくようお願いする。
- また、今後、輸出解禁要請を行っている国及び既に解禁されている国が我が国の現地調査を実施する機会が増加すると考えられるため、必要に応じて協力いただくようお願いする。

### 3. 食品に関する規格基準の策定等について

#### (1) 食品中の残留農薬等の対策

##### ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

###### 従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成18年5月29日より施行された。
- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成18年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。  
(注) 昨年末現在、累計で599件の農薬等に係る食品健康影響評価を依頼。その結果を踏まえて残留基準を改正した農薬等は308件（残留基準を削除した農薬等74件を含む。）。そのほか、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（59件）も含めると、残留基準が設定された農薬等は合計で786件。
- 水質汚染を防止する措置が適切に講じられたにもかかわらず農薬が魚介類に残留する事例が見受けられることや、飼料として給与した稲わら等から農薬が畜産物に移行する可能性があることを踏まえ、魚介類や畜産物への残留基準の設定も進めている。
- 農薬等の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入することとした。  
食品安全委員会では、各農薬の評価に際してARfDの設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成26年度より、ARfDが設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。
- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。

(注) 昨年末現在、約700件の農薬等に係る試験法を開発済み。

また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成22年12月に行った。

### 今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARFDを考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

### 都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

## イ 残留農薬等の一日摂取量調査の実施

### 従前の経緯

- 従来より、国民が日常の食事を通じてどの程度の残留農薬等を摂取しているかを把握するため、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による残留農薬等の一日摂取量調査を実施している。
- 平成27年度は、15の都道府県等の参画を得て調査を実施中である。

- これまでの調査結果では、農薬等の摂取量については、人への健康影響を防ぐという観点に照らし、問題がないものと認められる。

#### **今後の取組**

- 平成28年度にも、残留農薬等の一日摂取量調査を実施することとしている。

#### **都道府県等に対する要請**

- 残留農薬等の一日摂取量調査については、残留農薬等のリスク管理施策を進める上での基礎となる重要なものであるため、より多くの都道府県等の参画をお願いする。

## (2) 食品中の汚染物質等の対策

### ア 清涼飲料水の規格基準の改正

#### 従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成22年12月及び平成24年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、
  - ・ 規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
  - ・ 個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと等を決定した。
- その後、平成25年5月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会及び平成26年1月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での具体的な改正内容についての審議を経て、平成26年12月22日に告示が公布され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。
- また、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水のうち、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育しうる微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で除菌を行ったものについても、保存基準（十分な効力を有する方法で殺菌を行ったものと同様に10℃以下で保存しなければならないとしている規格基準）の対象外とする改正について、平成26年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会及び平成27年5月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議を経て、平成27年7月29日に告示が施行された。

#### 今後の取組

- 平成26年及び27年のこれらの改正は、食品安全委員会より食品健康影響評価の結果を受けた各物質等について、改正を行ったものである。このため、今後も追加の評価結果が示された場合には、順次項目の見直しを検討する。

#### 都道府県等に対する要請

- 各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、実施する試験法の妥当性の確認を行うとともに、本改正の概要について事業者への周知徹底をお願いする。

## イ 二枚貝の下痢性貝毒について

### 従前の経緯

- 貝毒にはいくつか種類があるが、我が国で食中毒が発生する可能性がある下痢性貝毒及び麻痺性貝毒について昭和55年7月に規制値を設定し、マウス試験法により規制値を超える貝類の販売等を禁止してきたところ。
- このうち下痢性貝毒については、国際的には成分ごとに基準値が設定され、より高精度で高感度に検出が可能な機器分析法の導入が進められている。
- このため我が国においても機器分析法を導入することとし、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、平成27年3月に、二枚貝の下痢性貝毒の規制値を可食部1g当たりの毒量0.05MUから可食部1kg当たり0.16mg0A当量に変更した。

### 都道府県に対する要請

- 「麻痺性貝毒などにより毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、特に違反品が流通販売されることのないよう必要な対策を講じていただきたい。
- また、同日付け通知の「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査法について」により、現時点において、オカダ酸群の認証標準品の供給が不安定であることから、当面の間、マウス試験法を実施しても差し支えないこととしているが、安定供給が確認され次第、機器分析法へ完全移行予定であるため、順次機器分析法の導入をお願いする。



### (3) 食品添加物の対策

#### ア 食品添加物の指定

##### 従前の経緯

- 平成14年7月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で了承された。
    - ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JECFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性を確認したこと。
    - ② 食品に使用することが米国、EU諸国等で国際的に広く認められていること。
  
  - これを踏まえ、必要な資料が収集された品目について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の審議を経て食品添加物として指定している（注1）。
- （注1）平成27年12月末現在、香料については、イソブタノール等全54品目を指定済み。  
香料以外の添加物については、46品目中（β-カロテンが対象より除外されたため、現在は45品目）、ポリソルベート類、加工デンプン等の41品目を指定済み。
- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月食品安全委員会）に沿って対応しているところであるが、平成26年9月、指定等要請者等が食品添加物の指定等に係る手続について理解を深めるとともに、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。
  
  - また、平成26年6月、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的として、国立医薬品食品衛生研究所内に食品添加物指定等相談センターを設置し、同年7月より相談業務を開始した。

## 今後の取組

- 今後とも、食品安全委員会の食品健康影響評価（注2）の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。

（注2）平成27年12月末現在、アルミノケイ酸ナトリウム、過酸化水素等5品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。

## イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

### 従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正を経て、平成8年5月より、従来、化学的合成品に限定されていた指定の対象を天然品に拡大する（食品衛生法第10条）とともに、経過措置として既存添加物名簿に記載された添加物等を流通禁止の対象より除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう、求めている。
- その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月より、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿より削除することができることとされた（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。
  - ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
  - ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき
- これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より削除している。直近では、平成23年5月6日に使用実態が明らかでない既存添加物として55品目（スフィンゴ脂質及びタンニン（抽出物）は一部基原のみを削除、実質53品目）を既存添加物名簿から削除しており、平成27年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は365品目である（注3）。

（注3）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿より削除された添加物は、平成26年12月末現在、124品目。具体的には、①人

の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目を既存添加物名簿から削除した。

- また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は安全性の確認が必要とされた。平成27年12月末現在、134品目について安全性の確認を終了している（注4）。

（注4）既存添加物名簿から削除された品目を除き、5品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。

- あわせて、安全性及び品質を確保するため、既存添加物についても、成分規格を設定する作業を進めている（注5）。

（注5）既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を収載。現在、第9版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ（後述）。

#### **今後の取組**

- 既存添加物の安全性の確認や成分規格の設定を引き続き進める。

### **ウ 第9版食品添加物公定書の作成**

#### **従前の経緯**

- 第9版食品添加物公定書（注6）については、平成22年度に検討会を立ち上げ、平成26年2月に検討会報告書を取りまとめ、平成27年12月25日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において第9版食品添加物公定書案を報告した。

（注6）食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

#### 今後の取組

- 今後食品安全委員会に諮問を行った上で、第9版食品添加物公定書の作成を進める。

### エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

#### 従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。

#### 今後の取組

- 平成28年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施する。

#### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査に対する都道府県等の参画をお願いする。

#### (4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策

##### 従前の経緯

- フタル酸エステルのおもちゃに対する使用規制については、平成22年9月、規制対象となるフタル酸エステルの種類を拡大するなど、規格基準を強化し、同年11月にQ&Aを発出した。

器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、平成21年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル及びフタル酸ジイソノニルについては、評価結果が通知されており、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについては、現在同委員会において審議中である。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、近年、極めて低い用量で影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されたことから、慎重を期するため、平成20年7月、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを適宜更新しながら、厚生労働省ホームページで公表している。
- 合成樹脂製の容器包装について、欧米等では、使用可能な化学物質の管理にポジティブリスト（PL）制度が導入され、韓国、タイでも制度化の検討が行われていることから、平成24年度に「食品用器具・容器包装の規制のあり方に係る検討会」を立ち上げ、国際整合や業界の取組を踏まえた規制のあり方について検討を行い、現状において実施可能で重要な点について「中間取りまとめ」を作成し、平成27年6月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（以下、「器具・容器包装部会」という。）に報告した。
- 再生材料は流通・消費・回収等の履歴により、様々な化学物質等が付着・混入する可能性があり、これらの化学物質が再生材料を使用した器具・容器包装に残存して食品中に移行する可能性についても留意する必要があることから、平成23年8月及び平成24年3月、器具・容器包装部会において、どのような規制を行うべきかについて議論を行った。その結果を受け、再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用について、関係事業者がどのような配慮をするべきかについて平成24年4月にそれぞれガイドラインを通知した。なお、同ガイドラインに基づき個別の安全性について照会があり、食品

安全委員会へ意見を聴いているところである。また再生紙を材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成25年3月に規格基準を設定した。

- 近年、ナノマテリアルの食品用器具・容器包装への使用が見られ、今後、ナノマテリアル含有製品の利用が広がることが考えられる。しかし、ナノマテリアルについては動物実験等のデータも少なく、人の健康への影響を予測するために必要十分なデータが得られていないことから、ナノマテリアルに係る国内外の取組や検討状況などの基礎的なデータの収集を行う。

#### 今後の取組

- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、食品安全委員会における評価結果を踏まえて、必要な対応を行うこととしている。  
また、当該結果を踏まえて、おもちゃに関する追加規制の必要性の有無等についても検討する。
- 合成樹脂製の器具・容器包装に係る規制のあり方については、現状の規格基準の改正や新たな合成樹脂の規格基準の検討を行うとともに、製造管理や情報伝達に関する自主管理ガイドラインの作成等の施策を進める。また、将来の規制のあり方についても検討する。
- ナノマテリアルの利用された器具・容器包装については、比較的多用されているナノ銀やナノ金などのナノ金属を含有する容器包装等からの食品移行量などを調査し、規制の必要性などを検討する。

#### 都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、厚生労働省ホームページに掲載されたQ&A等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

## (5) 健康食品の安全性確保

### 従前の経緯

- 平成20年7月、「健康食品」の安全性確保に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、一般に飲食の用に供されなかったものなど、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者に供給される「健康食品」の安全性の向上を図るため、次に掲げる取組が必要とされた。
  - ① 製造段階における具体的な方策（原材料の安全性の確保、製造工程管理（GMP）による安全性の確保及びこれらの取組の実効性の確保）
  - ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
  - ③ 消費者に対する普及啓発
  
- 製造段階における具体的な方策としては、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（平成17年2月1日付け食安発第021003号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、事業者団体により当該通知を踏まえた認証が行われている。なお、当該認証は、事業者団体により設立された健康食品認証制度協議会により、適切な運用が行われている。
  
- 健康被害情報の収集・処理体制の強化については、厚生労働省において、入手した健康食品による健康被害事例を都道府県等を通じ消費者、事業者等関係団体に注意喚起、情報提供を行っている（最近の例では「平成27年8月4日付け健康食品の原材料として使用された成分（イボガイン）の取り扱いについて」（※）がある）。
  - ※ 業として輸入販売している実績はなかったが、個人がインターネット等により容易に入手できるため情報提供を行ったもの。引き続き、健康被害の重篤度、健康被害発生の可能性を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行っていくこととしている。
  - また、都道府県等に対し、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号医薬局長通知別添）に基づき「健康食品」を原因とする健康被害事案を把握したときは、厚生労働省に報告するようお願いしている。
  - 加えて、管内の健康食品の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄の保健所へ情報提供するよう要請すること、健康食品等による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療

機関等関係機関と連携すること及び消費者行政機関との連携についてお願いしている。

- 消費者に対する普及啓発については、健康食品に関するリスクコミュニケーションを消費者庁とともに開催するとともに、パンフレット「健康食品の正しい利用法」、「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」を配布し対応を図っている。
- 「機能性表示食品制度」に関する対応について  
規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）及び日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策として、昨年4月から「機能性表示食品制度」が開始され、消費者庁において、昨年末現在、約170件の届出が受理されている。厚生労働省としても食品の安全性が確保されるよう、必要に応じ引き続き協力していくこととしている。

#### 今後の取組

- 健康食品による健康被害事例について、引き続き、健康被害の重篤度、国民の健康被害発生の可能性を考慮し、都道府県等を通じ、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行う。その他、健康食品による健康被害が疑われる事例等が判明した場合は、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。
- 健康食品の安全性確保については、引き続き、事業者による自主的な取組の推進及びリスクコミュニケーションの取組等を通じた消費者への普及啓発等必要な対応を行っていく。
- 食品全般の取組として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正を行い、食中毒の発生防止等食品の安全性の向上の観点からHACCPによる衛生管理を規定し普及、推進している。健康食品に関する取組としては、上記、平成17年に示した食品安全部長通知に基づき、事業者の自主的な管理を推奨しているが、今後、HACCPとの整合も検討しつつ、健康食品の安全性確保に努めていく。

#### 都道府県等に対する要請

- 「健康食品」担当部局においては、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬



品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告するよう、引き続きお願いする。

また、各種の機会を通じて管内の健康食品の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄の保健所へ情報提供するよう要請すること、健康食品等による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関との連携及び消費者行政機関との連携についてよろしくお願いする。

- 健康食品の安全性確保に関する消費者への普及啓発に努めていただくとともに、健康食品による健康被害事例について、消費者、事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。
- 昨年4月から開始された「機能性表示食品制度」に関する情報は、消費者庁のホームページに公開されることから、適宜、安全性確保に関する必要な情報を確認するなど、食品安全に関する監視業務の参考として活用していただきたい。また、食品表示担当との連携についてもよろしくお願いする。

## (6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保

### 従前の経緯

- 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。
- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（平成27年12月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品303品種、添加物21品目）。
- 遺伝子組換え食品等については、食品衛生法に基づき厚生労働省による安全性審査を経る必要があるが、平成23年11月以降、安全性審査を経ていない添加物が市場に流通していた事例が数件みられた。諸外国と日本で評価や審査のあり方が異なっていることが一つの要因となっていたこと等から、同様の事例が起こらないよう、事業者等に対する周知徹底に努めてきたところである。
- この10年間の安全性審査で蓄積してきた知見を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の議論を経て、国による安全性審査の対象となる範囲を明確にするため、平成26年6月27日付けで規格基準告示及び審査手続告示の一部改正を行い、セルフクローニング及びナチュラルオカレンスについては安全性審査の対象としないこと、安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種については、安全性審査を経た旨の公表がされたものと見なすこととした。
- また、平成27年12月11日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会において、一定の要件を満たした組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物（高度精製添加物）については、安全性審査を要しないものとする方向で、取扱いの見直しの検討を開始した。
- なお、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成12年厚生省告示

第234号)に従い、適合確認を受ける必要がある(平成27年1月末現在で製造基準への適合が確認されているのは1施設)。

#### 今後の取組

- 今後も、厚生労働省としては、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。

#### 都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、事業者に対する周知徹底をお願いします。
- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いします。

## 4. その他食品関係

### (1) カネミ油症対策

#### 従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。

## 今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

### ①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1,406名

平成26年度の調査協力者：1,437名

平成27年度の調査協力者：1,441名

### ②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成27年3月末までの認定患者数は2,276人（うち同居家族認定は287人）

### ③三者協議の実施

平成27年6月20日（第5回）、平成27年10月24日（第6回）及び平成28年1月16日（第7回）に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

## 都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、また、患者の方々から予算成立後速やかに調査を実施するよう要請があり、平成28年度以降も協力をお願いする。
- 平成27年度の健康実態調査においても、平成26年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめているところであり、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支

払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続き、お願いします。

- 平成24年度に各都道府県にカネミ油症に関する相談窓口を設置したところであるが、患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、各都道府県においては、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員等と連携を図り、適切な相談対応をお願いします。

## (2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

### 従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「平成26年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。

### 今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

### 都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる4点をお願いする。
  - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
  - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対

策委員会等) に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。

- ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。



### (3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

#### 従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条）。  
※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。  
※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているため、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

#### 今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いします。  
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

#### (4) コーデックス委員会への対応

##### 従前の経緯

- コーデックス委員会は、昭和38年に国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際政府間組織であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、平成28年1月現在、186カ国及び1機関（EU）が加盟しており、総会、執行委員会、一般問題部会（10部会）、個別食品部会（12部会、うち4部会が休会中）と地域調整部会（6部会）が置かれている。
- コーデックス委員会によって策定される食品規格は、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省等の関係機関と連携し、積極的に参画している。
- 日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるよう取り組んできた。また、平成19年7月から平成23年6月まで、コーデックス委員会の運営方針等を議論する執行委員会のアジア地域代表を務め、平成23年7月から平成26年7月まで、アジア地域に特有の問題についての議論をコーディネートするアジア地域調整国を務めた。平成26年7月からは農林水産省職員がコーデックス委員会副議長に選出されるなど、コーデックス委員会の議事運営にも貢献している。
- 厚生労働省は、消費者庁・農林水産省と共同で「コーデックス連絡協議会」を開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。

##### 今後の取組

- 今後も、食品の安全に関連するコーデックス文書について、我が国の食品衛生規制等との調和を図り、国民の健康を保護する観点から国際的な規格や基準について発言を行い、我が国の意見が十分に反映されるよう、引き続きコーデックス委員会に積極的に参画することとしている。

## 都道府県等に対する要請

- これまで、食品中の放射性物質の検査結果など、都道府県が実施した検査・調査の結果を、要請に応じてコーデックス委員会に情報提供してきたところであるが、我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、今後も、都道府県等における食品の安全に関するデータや食中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いする。
  
- また、ホームページには主なコーデックス規格等の日本語訳を掲載しているので、必要に応じて参照いただきたい。

## 5. 水道行政について

### (1) アセットマネジメントの推進

#### 従前の経緯

- 水道施設は高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少や節水型社会の醸成により料金収入が減少していく見込みであり、必要な投資を見極めつつ、そのための財源を確保することが必要となっている。
- このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。
- このため、厚生労働省では、全国の水道事業者等において中長期的な視点に立った計画的な施設更新・財源確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月7日に公表した。また、平成25年6月にはアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し全ての都道府県で簡易支援ツールに関する講習会等を実施するなど、水道事業者等のアセットマネジメントへの取組を支援してきている。
- アセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算の実施率（実施中を含む。）は、平成26年度には水道事業者等全体で約60%まで増加したが、計画給水人口が5万人未満の水道事業者では約45%と低い状況にある。また、実施又は実施中の水道事業者等のうち、標準精度（タイプ3・C）以上の実施は約38%であり、さらに、その中で結果を基本計画等に活用している事業者は約22%にとどまっている。

#### 今後の取組

- 今後とも様々な機会を通じ、アセットマネジメント実施の必要性、アセットマネジメントの実施方法（簡易支援ツールの講習等）の周知を図っていく。
- また、アセットマネジメントの実施状況に関するアンケート調査を行い、調査結果に

基づき水道事業者等のアセットマネジメントへの取組支援策について検討し必要な方策を講じていく。

都道府県等に対する要請

- アセットマネジメントが行われていない水道事業者等に対しては、簡易支援ツールの活用などによりアセットマネジメントに着手すること、更新需要・財政収支の試算を実施済みの水道事業者等に対しては、実施精度の向上に取り組むとともに、その試算結果を施設更新計画等へ活用するよう指導・助言することをお願いしたい。

## (2) 水道施設の耐震化

### 従前の経緯

- わが国は、これまで度重なる大規模な地震に遭遇し、水道施設においても震災被害の教訓を踏まえて、耐震設計法や技術基準などが制定されてきたところであるが、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、今後、発生が予想されている巨大地震については、発生すれば国難とも言える被害をもたらす可能性が大きいいため、人命や国土を守る総合的な対策に迫られている。
- 水道施設における耐震化の状況については、平成26年度末において、基幹管路（導水管、送水管及び配水管のうち給水管の分岐のない配水本管）の耐震適合率が36.0%、浄水施設の耐震化率が23.4%、また、配水池の耐震化率が49.7%にとどまっており、全体的な底上げが必要である。
- 経年化の状況については、管路全体で見ると、平成25年度末で経年化率は10.5%となっている。他方、管路の更新率は年々低下する傾向にあり、平成25年度末で0.79%となっており、今後もスピードを増して経年化が進行していくことが確実である。
- 一方で、単純計算でも管路全体の更新に130年かかる状況となっている。
- 水道施設の耐震化に当たっては、水道事業者等が耐震化計画の策定を進め、これに基づき基幹となる管路、配水池及び浄水施設のほか、災害拠点病院などの重要度の高い施設を設定し、これらの施設への供給ラインを優先的に耐震化するなど、計画的かつ効率的に事業を推進する必要がある。
- 厚生労働省では、これまでも、平成20年3月に「水道の耐震化計画等策定指針」を作成・公表するなど、水道事業者等に対する技術的な支援を行ってきたが、特に、中小の水道事業者等における計画策定が進んでいない状況を踏まえ、平成27年6月に全国の水道事業者等における策定事例や東日本大震災の状況等も盛り込んだ指針の実用面を重視した改定を行い、公表したところである。

### 今後の取組

- 今後とも様々な機会を通じ、水道事業者等における耐震化計画の作成を促し、耐震化

の着実な推進に向けた技術的支援を行っていく。

- また、水道事業者等における耐震化計画策定上の懸案等についてアンケート調査を行い、調査結果に基づき水道事業者等の耐震化計画策定の取組支援策について検討し必要な方策を講じていく。

#### 都道府県等に対する要請

- 水道事業者等における耐震化計画の策定状況については、平成26年度調査において、基幹管路に関しては全事業者の約40%、浄水場や配水池等の水道施設に関しては全事業者の約41%と、いずれも低い策定率にとどまっている。特に中小の水道事業者等において策定が進んでいない。
- 水道事業者等においては、「水道の耐震化計画等策定指針」の内容を参考として、耐震化計画の策定や更なる内容の充実を図り、計画的かつ効率的に事業を推進するようお願いする。
- また、本指針の改定に併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール（簡易ソフト）」についてもとりまとめたので、本指針とともに積極的に活用されるようお願いする。

### (3) 水道事業者等への指導監督

#### 従前の経緯及び今後の取組

- 厚生労働省では、平成13年度から、厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に、水道法第39条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況等を確認している。
- 平成26年度は、57の水道事業者等に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ70件、口頭での指摘を延べ142件行った。今年度は、54の水道事業者等に対して立入検査を実施する計画である。
- 立入検査の結果については、取りまとめの上、水道課ホームページで公表している。なお、今年度より、指摘対象の水道事業者等の名称を併せて公表する予定である。

#### 都道府県等に対する要請

- 都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。
- 特に、全国的に水道施設全体の耐震化率や管路の更新率が低水準にとどまっている状況を踏まえ、管下水道事業者に対し、水道施設の更新等について、長期的視野に立って、更新需要等を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うよう、重点的な指導監督をお願いする。
- また、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、研修資料を水道課ホームページに掲載しているため、管内水道事業者等に対する研修等に活用されたい。(今年度は、平成27年11月20日に実施。)

水道課ホームページ

「平成27年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105298.html>



## (4) 広域化・官民連携の推進

### 従前の経緯

#### ア. 広域化・官民連携の推進

- 人口減少等による水需要の減少とそれに伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員数の減少など水道を取り巻く環境が厳しくなる中で、給水サービスの低下を招くことがないよう、将来にわたって健全な事業運営を持続するためには、広域化や官民連携など地域の実状に応じた多様な形態の連携により、事業基盤の強化を図っていくことが必要である。
- 厚生労働省では、水道事業における多様な形態の連携を促進するため、広域化の取組や官民連携の導入に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、広域化に伴う施設整備や官民連携の導入検討調査など事業基盤の強化に必要な経費に対して財政支援を行ってきた。  
また、平成22年度より経済産業省と連携して「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地で年4回程度開催し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングを狙いとして、官民連携に関する取組事例の紹介やグループディスカッションなどを実施しており、官民連携の促進を図っている。
- また、日本再興戦略においては、民間事業者の資金やノウハウを活用し包括的に実施するPFI事業の一類型である公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入を促進するため、集中強化期間である平成26年度～平成28年度までの3年間での上水道の案件形成の目標が6件と定められたところである。コンセッション方式を推進する観点からも、水道事業の効率性を高める必要があるため、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討することとしている。

#### イ. 水道事業ビジョン・都道府県水道ビジョン策定の推進

- 水道事業者等においては、水道が直面する様々な課題に適切に対処していくため、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、水道の将来像と当面の具体的な取組を示す経営戦略である「水道事業ビジョン」を策定し、それを計画的に実行していくとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していくことが求められる。

- 都道府県においては、個々の水道事業者等では解決が難しい課題や流域単位で連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うことが必要である。また、将来の水道の理想像の実現に向け、管下水道事業者等を牽引するためには、都道府県がビジョンを示して施策を推進することが必要である。
- このため、厚生労働省では、水道事業者等については「水道事業ビジョン」の作成を、都道府県については「都道府県水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、ビジョンを策定又は改定する際に参考となる手引きを作成・公表し、水道事業者等の取組の推進を支援している。

#### 今後の取組

- 厚生労働省では、現在、広域化や官民連携の一層の推進も含め、水道事業の基盤強化の新たな方策について、水道事業基盤強化方策検討会（厚生労働省生活衛生・食品安全部長の私的諮問機関。座長：滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授）において、検討を進めている。

#### 都道府県等に対する要請

- 水道事業者等が多様な形態の連携を検討するにあたっては、事業者同士の検討ではお互いの利害が衝突する可能性があるため、都道府県がその調整役・推進役を果たすとともに、将来にわたって持続可能な場合がある事業基盤の確立に向け、水道事業者等を牽引することが必要である。
- 水道事業基盤強化方策検討会においても、都道府県認可の中小規模の水道事業者では職員層が薄い等経営基盤が脆弱で自力で課題に取り組むことが困難な場合も多いと考えられることが指摘され、このため、広域的な地方公共団体である都道府県が主体となって、県下の水道事業者間の連携強化を図り、県下の水道事業全体の経営基盤の強化策を講ずることが重要と指摘されているところである。
- 都道府県におかれては、水道事業者間の協議の場を設定するなど、広域化に向けた一層の取組をお願いする。

また、都道府県が牽引役となるにあたっては、都道府県自ら、広域的な見地から地域の水道の将来像を示す「都道府県水道ビジョン」を策定することが有効であるが、平

成28年1月現在の策定数は12プランにとどまっていることから、積極的な策定又は必要に応じて改定をお願いする。

○ 水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は平成28年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

○ 水道事業ビジョンについては、都道府県知事認可の水道事業者等において策定率が低い状況にあるため、ビジョン未策定の事業者に対しては、できる限り早期に作成されるよう、ビジョン策定済みの事業者に対しては、現状との乖離が生じている場合など必要に応じて改定が行われるよう、指導・助言をお願いする。

加えて、水道事業ビジョンの策定又は改定にあたっては、課題解決のための基本的な取組として、アセットマネジメントの実施並びに水安全計画及び耐震化計画の策定を必須事項としていることから、これらの取組に対する指導、助言についても併せてお願いする。

## (5) 水道水質管理

### ア. 水道水質基準等の見直し

#### 従前の経緯

- 平成15年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。
- 最近の改正として、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、平成27年2月5日に開催された第16回厚生科学審議会生活環境水道部会の上承を経て、同年4月1日より水質基準項目のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を強化（いずれも0.03mg/L）、水質管理目標設定項目のフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,3-ジクロロプロペン及びオキシシン銅の目標値の変更を行った。
- 検査法に関する最近の改正として、同部会の上承を経て、平成27年4月1日より「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（以下「検査方法告示」という。）に、フェノール類の検査方法について、「固相抽出—高速液体クロマトグラフ—質量分析法」を追加すること、及び検査で使用する標準原液について、計量法に基づく国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものを用いることができるように改正を行った。

#### 都道府県等に対する要請

- 水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配慮をお願いします。
- 要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いします。

## イ. 「浄水処理対応困難物質」の設定について

### 従前の経緯

- 平成24年5月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドの基準超過した水道水質事故の原因物質はヘキサメチレンテトラミンであり、水道法の水質基準の項目にも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していないものであった。
- このような事故の再発を防止するため、浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定し、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが重要であるため、厚生労働省ではその方策について検討を行った。
- 平成27年2月5日に開催された第16回厚生科学審議会生活環境水道部会の了承を経て、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の水質処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の水質処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として設定し、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を同年3月6日に発出した。

### 都道府県等に対する要請

- 貴管下の水道事業者等に対する周知及び関係行政部局との連携につき、配慮をお願いする。

## ウ. 登録水質検査機関の指導等

### 従前の経緯

- 登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。

- 平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

#### 今後の取組

- 水道水質検査の信頼性確保及び検査精度向上を図るため、従前から実施している統一試料を用いた外部精度管理調査に加え、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を平成24年度から開始しており、今後も引き続き実施する予定である。

#### 都道府県等に対する要請

- 改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する水道事業者等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていることから、厚生労働省の取組を参考にして登録水質検査機関の業務の確認等に努めるよう指導する等、特段のご配慮をお願いする。

## エ. 貯水槽水道について

#### 従前の経緯

- 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に係る事務については、以前は都道府県、保健所設置市、特別区が行っていたが、平成25年4月1日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、簡易専用水道等に係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。
- 平成13年の水道法改正により、水道事業者が定める供給規程に、貯水槽水道の設置者と水道事業者との責任を明確に定めることとされ、各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。
- 簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成25年度は76.5%であり、近年は80%前後

で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は25.5%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は0.4%であった。

- 小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの）の検査受検状況は、平成25年度は3.0%であり、近年は3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、28.4%であり、特に対策の充実が急務となっている。

#### 都道府県等に対する要請

- 管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け健水発0325第6号、第8号）を発出し、都道府県に対し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしている。水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所 の把握や設置者に対する指導等を推進するよう、引き続き特段の配慮をお願いする。
- 移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしく願います。

## (6) 水道事業におけるエネルギー対策

### 従前の経緯

- 水道事業は、全国の電力の約0.8%を消費（平成25年度水道統計）するエネルギー消費（CO<sub>2</sub>排出）産業の側面を有している。
- 省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は近年横這いにある。一方で、再生可能エネルギー利用事業者の割合は平成25年度時点で8.2%（平成25年度水道統計）であり、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ対策や再エネ設備の導入促進が求められる。
- 水道事業における環境対策の促進に向けては、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」をホームページ上に公表している。当手引書において水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に起案する内容や具体例を示す等、水道事業者等の技術面での取組を支援している。
- また、水道施設へのエネルギー対策設備の導入促進の施策としては、平成25年度より環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」による財政支援を行っており、これまで小水力発電設備やインバータ設備等の導入事業が採択されているところである。
- なお、平成27年度においては、環境省と連携して「水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業」を実施しており、水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギーについて調査を行い、小水力発電導入の有望箇所抽出・整理を行っている。

### 今後の取組

- 今後とも、様々な機会を通じて水道事業におけるエネルギー対策の必要性・重要性を周知するとともに、関連情報の発信を行うことにより取組の推進を図る。
- また、平成28年度においては、「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」の後継事業である「上水道システムにおける省CO<sub>2</sub>促進モデル事業（環境省連携）」を実施予定であり、水道事業者等への当該事業の周知を図り、水道施設へのエネ



ルギー対策設備の導入の更なる促進を図る。

#### 都道府県等に対する要請

- 水道事業におけるエネルギー対策は、平成25年3月に公表している「新水道ビジョン」において、危機管理対策及び環境対策で取り組むべき重点的な実現方策として示している。エネルギー対策が進んでいない水道事業者等に対しては、「水道事業における環境対策の手引書」の活用を促す等、適切な取組が行われるよう指導されたい。
- また、水道施設へのエネルギー対策設備の導入促進を図るべく、「上水道システムにおける省CO<sub>2</sub>促進モデル事業（環境省連携）」が積極的に活用されるよう助言をお願いしたい。

## 6. 生活衛生行政について

### (1) 理容・美容に関する規制改革について

#### これまでの経緯及び対応状況

- 昨年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師法、美容師法に関する規制の見直し等を行うことが決定された。
- 理容師法、美容師法に関する見直しについては、昨年7月1日付け事務連絡で連絡したとおり、大きく分けて4つの課題についての対応を行うものである。
  - ①理容及び美容の範囲
  - ②理容所及び美容所の重複開設
  - ③出張理美容
  - ④理容師及び美容師の資格制度、養成課程
- 理容及び美容の範囲については、平成27年7月17日付け健発0717第2号厚生労働省健康局長通知「理容師法及び美容師法の運用について」により理容師及び美容師が業として行い得る範囲を示し、営業者等への周知等を依頼したところである。
- 理容所及び美容所の重複開設に関する規制については、平成27年12月9日付けで「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、平成28年4月1日から施行され、理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所についての重複開設を認めることとしたところである。
- 理容師及び美容師の資格制度、養成課程のあり方については、重点事項において示したとおり、昨年11月13日に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催し、検討を開始したところである。

#### 今後の取組

- 出張理美容については、各自治体において「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき、営業者等への指導等を行っていただいているところであるが、その適切

な運用及び対象範囲の拡大に関する検討を求められたものである。

- 検討事項である出張理容・出張美容の対象範囲の拡大については、利用者ニーズ等を踏まえた対応を求められていることから、各自治体での取扱いや関係者からの意見に基づき、一定の要件に該当する育児及び介護を行う者を対象範囲に加える方向で進めており、詳細については、後日通知予定である。

#### 都道府県等に対する要請

- 理容所及び美容所の重複開設については、本年4月からの施行に向け準備を行っていたところであるが、平成27年12月9日付け当職通知「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の「第3 重複開設を行う事業所に対する監督上の留意事項」にも記載したとおり、重複開設を行う事業所が重複開設の条件を満たしていることを担保するため、開設時や立入検査等における資格確認や衛生措置内容の確認の徹底をお願いします。
- 出張理容・出張美容への対応については、理容又は美容を業として行う場合、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を踏まえつつ、利用者ニーズ等に十分に配慮した対応が行われるよう、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、引き続き、営業者の把握をはじめ、その適切な運用をお願いします。

## (2) 生活衛生同業組合活動推進月間の実施について

### これまでの経緯

- 生活衛生同行組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）により自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛法は、制定後50年以上が経過しており、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にある。そのため、平成23年度から生活衛生課長通知を发出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同行組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成26年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

### 今後の取組

- 月間については、平成26年度の開始より、本年度で2年目の実施であり、今後も継続して実施していく予定である。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成、及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進、⑥生衛組合に関する生衛業者の意識・ニーズの把握、以上の6つの視点を掲げており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

- 全国生衛中央会において、平成27年度内の取り組みについて実施状況の調査を行い、平成28年度の月間の実施に向けて事業内容の見直しを行っていく予定である。

#### **都道府県等に対する要請**

- 月間の実施に際して、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センター等より協力依頼があれば、支援等のご協力等についてお願いします。  
なお、各都道府県において行われた協力内容（平成26・27年度）について、追ってフォローアップ調査を実施したいので、ご協力をお願いします。
- また、引き続き生衛組合への情報提供や周知広報に係る協力依頼について、ご配慮をお願いします。

### (3) 建築物の環境衛生対策について

#### 従前の経緯

- 平成27年6月10日付けで各都道府県（契約担当課、市町村担当課）に「ビルメンテナン業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて」（健発0610第5号厚生労働省健康局長通知）を通知している。
- これは、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減などの観点などから、建築物の適切な維持管理の重要性が増している中で、国及び地方公共団体が所有する建築物（公共建築物）について、ビルメンテナン業務の発注関係事務を適切に行うに当たり留意いただきたい事項について取りまとめたもの。
- ガイドラインでは、ビルメンテナン業務の発注関係事務を、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の5段階に整理し、具体的には、仕様書の作成に当たり必要事項を確実に盛り込むこと、仕様書に基づき最新の労務・資材単価を反映した予定価格を積算すること、入札に当たっては競争参加資格の設定や評価項目の設定（総合評価方式の場合）を適切に行うこと、業務の実施中・完了後においては発注者が履行状況を確認することなどを掲げている。

#### 今後の取組

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナン業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えている。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署や管内の市町村から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で技術的な支援が求められることもあると考えるところ、適切にご助言いただくなどにより協力していただきたい。